

残る課題としては、第一に、日本では、一部の環境犯罪がマネロンの前提犯罪に該当していないなど、犯罪収益等が没収および追徴の射程外に置かれているという点である。

第二に、刑事訴訟法に基づく差し押さえにおいては、「預金債権」という無体物を差し押さえられるわけではなく、また、組織犯罪処罰法の起訴前の没収保全においては、保全命令から30日以内に起訴をしないと原則として失効する旨が規定されており（同法23条3項）、迅速性や実際の運用に難があるという点である。

例えば、銀行が、預金口座開設後の顧客に対して、警察と連携して反社認定を行い、疑わしい取引の届け出を提出したとしても、普通預金等を凍結できるわけではなく、預金契約上の暴排条項等に基づき、口座の解約・返金という交渉を行う必要がある（口座を解約し、現金払い

で、反社勢力に預金が払い戻されてしまう）。

第三に、日本の没収では、刑法の付加刑と位置付けられるため、「第三者の所有に属しないこと」について、検察官が合理的な疑いを入れない程度に立証しなければならぬ点である。実際に、没収が裁判所の判断により取り消された事例^(注4)があり、犯罪収益等が明らかである場合、民事没収、行政没収の導入が検討されるべきではないかと考える^(注5)。

被害回復に関する課題

犯罪組織に犯罪収益等を渡さないことも大事であるが、被害者の被害回復も重要である。犯罪収益が隠匿された場合や海外に移転されてしまった場合、訴訟等により被害回復をすることは困難となる。

日本においても、現在の振り

込み詐欺救済法による保全、回復のみならず、組織犯罪処罰法に基づく没収件数を増やし、被害回復付金支給制度に基づき、被害者に対する補償を行う事案を増やしていくことが必要ではないかと思われる。そのためにも、またFATF第5次相互審査での総合評価を引き上げるためにも、FATFが第4次対日報告書で指摘しているように、マネロン罪等について捜査と執行を強化し、振り込み詐欺救済法に加え、改正組織犯罪処罰法の適切な活用により、没収可能な財産を早い段階で保全することが重要である。

FATFでも、今年6月に開催された総会において、不正利益の剥奪と資産回復が、引き続き重要な取り組みとして挙げられた。また、10月に予定されている総会では、関連する勧告4と勧告38「外国からの要請による凍結」の改正が行われるようである。

(注) 1 FATF勧告4「剥奪と保全措置」

<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/recommendations/FATF%20Recommendations%202012.pdf/coredownload.inline.pdf>

2 懲役刑が短く、前提犯罪とならない環境犯罪もある。日本では、国際組織犯罪防止条約に準じ長期4年以上の刑を伴う犯罪を、組織的犯罪処罰法で前提犯罪に定めている。日本では、野生生物の密輸や違法取引などが対象である一方で、水産物の密漁や密漁品の取引は対象外となっている。

3 SEC Nearly Doubles Size of Enforcement's Crypto Assets and Cyber Unit (2022年6月6日) <https://www.sec.gov/news/press-release/2022-78>

4 大阪高裁17（平成29）年6月8日判決（判時23362号132ページ）

5 FATF第4次対日相互審査における勧告4の指摘と日本の課題については、「逐条解説FATF勧告」(中央経済社)第4章第4節「剥奪と保全措置」に詳しい。